

生命保険 相続対策に使える 加入できる! 75歳まで



員保ジャパンひまわり生命
保険株式会社横浜LC支社
第1グループ
セールスマネージャー
松平歩氏
日本FP協会認定ファイナン
シャルプランナー（AFP）。
セミナーでの講演多数。



式会社ロムルス代表取締役
佐々木昭人氏
日本FP協会認定ファイナンシャルプランナー（AFP）。
外資系保険会社を経て、
2007年（株）ロムルス設立。
相続のアドバイスを行う。

**75歳まで
加入できう**

目的に応じた

卷之二

生命

生命保險

取材・文／山田静江
イラスト／藤田夏代子

生命保険は、遺言と並ぶ相続対策の切り札。納税額を減らしたり、納税資金を準備したり、争族を回避したりと、活用法もさまざま。相続対策としての生命保険のメリットとその活用法について、損保ジャパンひまわり生命保険(株)セールスマネージャー松平歩さ(株)ムルス代表取締役の佐々木昭人さんに話を伺いました。

**生命保険活用の
メリットは7つ**

生命保険を相続対策に利用する場合の7つのメリットを見てみましょう。

① **納税額を減らせる**

生命保険の死亡保険金を法定相続人が受け取ったときには、
「500万円×法定相続人の数」が非課税に。相続財産が少なくなるので納税額を減らせます。

② **納税資金を準備できる**

相続が発生したときに保険金という現金がすぐに手に入るのです。納税資金に充てられます。

③ **争族対策に有効**

相続税がかからない人でも、保険金を受け取ることができるというのもメリットです。

たり借金をしたりといった、面倒な手続きが必要ありません。

⑤受取人を指定できる

受取人や受取割合を指定できるので、残したい人に財産を残せます。死亡保険金は受取人固有の財産。原則として遺産分割協議の対象になりません。親族であれば、法定相続人以外でも受取人に指定できます。

⑥遺族の生活保障に

保険金は相続対策に使えるだけでなく、遺族の生活資金にもなります。

⑦すぐに、ずっと保障される

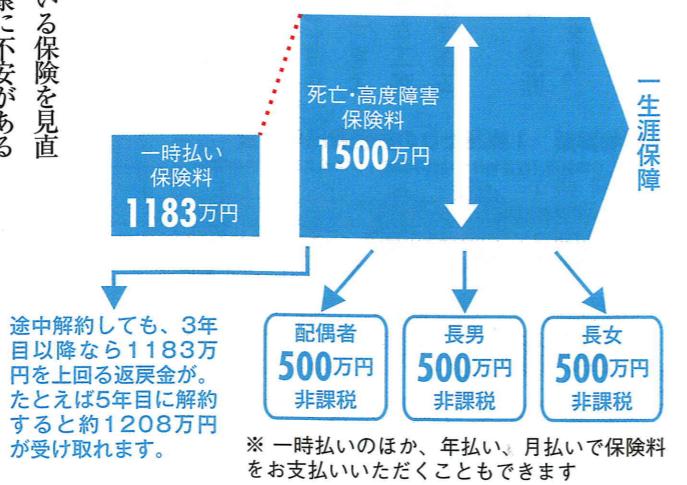
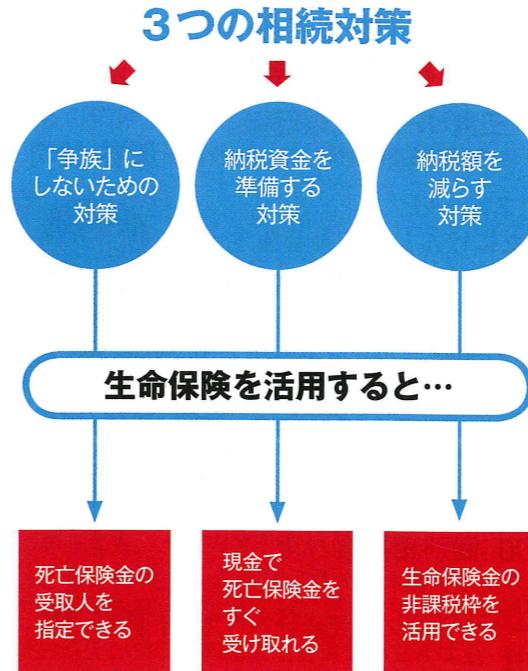
契約が成立したその日から、もしものときには保険金額全額が支払われます。終身保険であれば、その保障が一生涯続くの

3つの相続対策

- 「争族」にしないための対策
- 納税資金を準備する対策
- 納税額を減らす対策

【争族】を回避したい

遺産分割での争いが年々増加しています。日本人の相続財産



【CASE】相続する不動産 2億円

- 何もしない
(生命保険未加入) 場合**
 - 相続税額は 1950 万円。
 - 納税準備がなければ、不動産を売却して支払うことになる。
- 生命保険 2000万円に加入の場合**
 - 生命保険金が入るため、相続税支払いのための持ち出しありは 73 万円と少額。不動産は売らずに済む。

※詳しい説明はセミナーで

生命保険には、法定相続人1人あたり500万円の非課税枠があります。現金の500万円は全額課税対象ですが、保険金の500万円は課税対象外になります。

の多くが不動産という分けにくい財産だということも理由のひとつでしょう。

**現金で持つよりお得な
一時払い終身保険とは**

相続対策を考えているなら、
一時払い終身保険をおすすめし
ます。

一時払い終身保険は保険料を
契約時に一括して支払う終身保
険で、契約した金額の死亡保障
が一生涯続きます。

オーナーズ・スタイル主催 セミナー&相談会

日時 **10月2日(金)**

13:30～(受付 13:00～)

●第一部：13:30～

相続対策の最新基礎知識、よくある失敗事例

期間限定の贈与税500万円非課税の活用方法も。

講師／税理士 土屋裕昭（土屋会計事務所）

早稲田大卒、辻・本郷税理士法人を経て独立

●第二部：14:30～

高齢者でも入れる生命保険での相続対策

簡単なのに意外と知られていない賢い利用方法。

状況や目的に応じた保険プランの選び方。

講師／ファイナンシャルプランナー 佐々木昭人

明治大卒、外資系保険会社を経て独立

●第三部：15:20～

専門家による個別相談会

参加費 無料

人数 20名様

会場 新宿野村ビル 33階 会議室

新宿区西新宿 1-26-2 新宿駅西口徒歩 6 分

※地図は 16 ページをご参照ください

申込 オーナーズ・スタイル

☎ 03-5543-6060

(平日 9:30～18:00)

※同封のアンケートハガキでも申し込みます